

「この島の損保。」



平成28年5月以降始期契約用

建設工事保険



※詳細につきましては、別紙の「重要事項説明書」をご一読いただき、内容をご確認ください。

建設工事保険とは…

住宅やビル、工場建物などの建設工事現場において、工事期間中に発生した不測かつ突発的な事故によって、建築中の建物や工事用資材などの「保険の対象」に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

対象となる工事は…

この保険は、住宅やビル、工場建物などの建物の建築を主体とする工事を対象としています（増築・改築・改装・修繕工事を含みます）。

●当保険の対象とならない工事

- ・機械・装置、鉄塔、タンクなど鋼構造物を据付ける組立工事を主体とする工事………「組立保険」の対象です。
- ・付帯工事（電気工事・衛生工事・空調設備など）のみ施工する工事………「組立保険」の対象です。
- ・道路工事、上下水道工事等、土木構造物を建設する土木工事を主体とする工事………「土木工事保険」の対象です。
- ・解体・撤去、分解または取片づけ工事
- ・船舶にかかる工事、海上浮揚物件（浮桟橋、ポンツーン、ブイ等）にかかる工事

保険金をお支払いする主な場合は…

工事現場において、不測かつ突発的な事故により『保険の対象』に生じた損害に対し、保険金をお支払いします。

●火災、破裂または爆発による事故

(例)溶接作業中火花がコードに引火した



●盗難による事故

(例)夜中に工事現場から資材が盗まれた



●土地の沈下・隆起、地すべり^{※1}、土地の崩壊などによって生じた事故

(例)地すべりによって建設中の建物が破損した



●保険の対象の設計、施工、材質または制作の欠陥に起因する事故^{※2}

(例)設計ミスによる強度不足で建設中の建物が崩落した



●労務者、従業員または第三者の取扱上の拙劣、悪意または過失による事故

(例)最大荷重2tのクレーンで4tの装置を吊り上げてワイヤーが切れた



●風災（台風、旋風、暴風など）落雷またはこれらに類似の自然現象による事故

(例)台風により建設中の建物が破損した



(※1)高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れ、または崖崩れによって生じた損害は補償の対象外となります。

(※2)設計、材質または制作の欠陥により、崩壊・倒壊・破壊等の不測かつ突発的な事故による損害が生じた場合のみ保険金をお支払いします。

欠陥そのものの修理・取替・除去・補強費用に対しては保険金をお支払いしません。

『保険の対象』は…

- (1)ビル等の工事の目的物(発注者から支給された支給材料を含み、基礎工事を除くこともできます。)
- (2)仮工事の目的物(支保工・型枠工・足場工・土留工などの一時的な構造物)
- (3)工事用仮設物(一時的に設置される電気配線・配管・照明設備など)
- (4)工事用仮設建物(現場事務所・宿舎・倉庫など)^{※1}およびこれらに収容されている什器・備品(家具・衣類・寝具・事務用具および非常用具に限ります。)^{※2}
(※1)工事期間以外においても恒久的に使用する建物は含みません。
(※2)事務用品に含まれない機器類や従業員の私物は保険の対象となりません。
- (5)工事用材料および工事用仮設材(セメント・鉄骨など。発注者から支給された支給材料を含みます。)

(注)(3)～(5)については当該工事専用のものに限ります。

次に掲げる物は保険の対象に含まれません。

- ・据付機械設備等の工事用仮設備(据付費および付帯設備工事費を含みます。)、工事用機械・器具およびこれらの部品
- ・航空機、船舶もしくは水上運搬用具、機関車、自動車、その他の車両
- ・設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに準ずる物

お支払いする保険金は…

1回の事故につき、次の算式・基準により算出した保険金をお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{損害保険金} + \text{残存物取片づけ費用保険金} + \text{臨時費用保険金}$$

(1)損害保険………損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用(復旧費)に対してお支払いします。

$$\text{損害保険金} = \text{損害額} - \text{控除額}$$

※復旧費には次に掲げる費用は含まれません。

- ①仮修理費。ただし、弊社が本修理の一部をなすものと認めた費用については復旧費に含むものとします。
- ②排水費用。ただし、弊社が復旧費の一部をなすものと認めた費用については復旧費に含むものとします。
- ③工事内容の変更または改良による増加費用
- ④保険の対象の損傷復旧方法の研究費用
- ⑤保険の対象の復旧作業の休止または手持ち期間の手持ち費用

損害保険金に付随して支払われる費用保険金

- (2)残存物取片づけ費用保険金………損害保険金の6%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用の実費をお支払いします。
- (3)臨時費用保険金………損害保険金の20%に相当する額を臨時費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき100万円を限度とします。
- (4)損害防止費用保険金………発生した事故について、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用で、弊社が承認したものをお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合は…

- (1) 保険契約者、被保険者、これらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意または重大な過失または法令違反によって生じた損害
(2) 風、雨、雹もしくは砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
※建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が台風等の風災または雹災によって破損し、その破損部分から建物内部に吹き込むことによって生じた損害を除きます。
- (3) 戦争、内乱、その他の事変または暴動によって生じた損害
(4) 核燃料物質もしくは放射能汚染によって生じた損害
(5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
(6) 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質等の損害
(7) 設計・施工・材質または製作の欠陥を除去するための費用を支出したことによる損害
(8) 高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れ・落石によって生じた損害
※ただし、「水災危険補償特約」をセットすることによって補償することができます。
- (9) 事故発生後30日以内に知ることのできなかった盗難の損害または残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
(10) 工事以外の用途で保険の対象の全部または一部が使用された場合、その使用によってその部分に生じた損害



次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解約し保険金の全部または一部をお支払いしません。

- 保険契約者、または被保険者が保険金を支払わせる目的で損害を生じさせた場合や、保険契約者が暴力団関係者等の反社会的勢力に該当すると認められた場合、また被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合 など

ご契約にあたって

お支払いいただく保険料は…

お支払いいただく保険料は、工事の目的別の種類、工事期間、施工方法、過去の事故歴、ご契約条件などによって決まります。保険料の算出にあたっては、工事請負契約書等の資料が必要になります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までご照会ください。

保険金額の決め方は…

工事請負契約によって定められた請負金額を保険金額とします。

$$\text{保険金額} = \text{請負金額} + \text{支給材料などの金額}$$

- (1) ご希望により基礎工事を除いてご契約することができますが、その割合請負金額から基礎工事費を差し引いた額が保険金額となります。
(2) 保険期間中途において工事内容変更などの理由で請負金額が変更されたときは、保険金額も調整する必要があります。
(3) 保険金額が請負金額(支給材料の金額が含まれていない場合は、支給材料の額も含みます。)より低いときは、左記お支払いする損害保険金にかかるらず、次の算式によって算出した額を損害保険金としてお支払いすることとなり、お支払いする損害保険金が損害の額よりも少なくなることがあります。

$$(\text{損害額} - \text{控除額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (4) お支払いする損害保険金は、損害の額から控除額を差し引いた額となり、1回の事故につき保険金額が限度となります。

保険期間(保険のご契約期間)は…

この保険は原則として対象工事着手の時から引渡し予定時までを保険期間としてご契約していただきます。

- (1) 基礎工事を保険の対象工事から除く場合は、基礎工事完了の時を保険期間の始まりとします。
(2) 工事用材料については、工事現場において輸送用具からの荷卸しが完了した時より保険責任が始まります。
(3) 保険期間中であっても、工事の目的物が完成・引渡された時をもって保険責任は終了します。
(4) 保険期間中に工事の目的物が完成しない時は、保険期間終了前に延長手続きをお取りください。延長手続きをされない場合、保険期間終了後に生じた損害は補償されませんのでご注意ください。

総括契約のおすすめ

■総括契約(建設工事保険総括契約に関する特約セット契約)

お客様が保険期間内に着工する建設工事のうち、ご契約時にあらかじめ特定した種類の工事すべてを対象としてご契約いただく方式です。この方式によるメリットとしては、以下の点が挙げられます。

■総括契約のメリット!

- ① 保険料が割安です。
当方式でご契約いただくことにより、1工事ごとに保険を手配するよりも、1件あたりの工事の保険手配に係る保険料が割安になります。
② 保険の手配漏れの心配がなくなります。
保険のお申込みはご契約時の1度で済み、工事の都度保険を手配する手間が省略できます。また、ご契約時にあらかじめ特定した種類の工事で保険期間内に着工されるすべての工事が自動的に補償されることとなるため、保険の手配漏れを防止することができます。

※保険料確定精算について

保険期間終了後、確定請負金額に基づき確定保険料を算出し、暫定保険料との過不足を精算(保険料追加または返還)いたします。

※保険料精算省略特約について

ご契約締結時に把握可能な直近の会計年度における決算書等の実績に基づき算出した保険料を確定保険料とみなし、保険期間終了後の保険料確定精算の事務手続きを不要とすることができます。

セットできる主な特約



■水災危険補償特約

高潮、洪水、内水氾濫または豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れによって生じた損害を補償いたします。

※過去の事故歴等によっては、セットできない場合もございます。ご了承ください。

■損害賠償責任補償特約

建設工事に起因して第三者の財物に損害を与え、または第三者の生命もしくは身体を害したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償いたします。

万が一事故が発生したときは…

■すぐに取扱代理店または弊社事故受付センター窓口(下記参照)まで遅滞なくご連絡ください。正当な理由がなく事故のご連絡がない場合は、保険金を減額してお支払いすることができますので、ご注意ください。

このパンフレットは建設工事保険の概要をご紹介したものです。ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をお読みください。また、詳細は商品ごとに「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店へご請求ください。その他ご不明な点につきましては取扱代理店または弊社にご照会ください。取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

※ご契約後に保険証券に記載された事項に変更が生じる場合には、事前に取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがありますので、ご注意ください。

※この保険と補償内容が重なる他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって弊社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細につきましては、「重要事項説明書」をご参照ください。

※引受け保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」がございます。詳細につきましては、「重要事項説明書」をご参照ください。

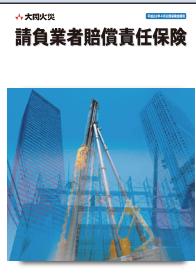
※保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

※ご契約後20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。

★関連商品のご提案★

多くのお客様に「建設工事保険」と併せて下記の商品をご契約いただいております。

請負業者賠償責任保険



請負業務(工事・仕事)の作業中に他人に身体障害を発生させたり、他人の財物を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害を補償する保険です。

労働災害総合保険



労災保険法等(政府労災保険等)の上積み補償や、企業が被用者等からの損害賠償請求により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

経営サポート(事業者向け傷害保険)



企業等を保険契約者とし、その従業員の方が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害等を補償する保険です。

弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などは、下記にご連絡ください。

お客様相談センター

受付時間：平日の午前9:00～午後5:00
(土日・祝日、および12/31～1/3を除きます)

お問い合わせ・ご相談 ☎ 0120-671-071 (お客様相談センター)
ご不満・ご意見・ご要望 ☎ 0120-331-308 (お客様相談センター)

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合は一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター

受付時間：平日(午前9:00～午後5:00)

TEL. 098-869-3119(事故受付センター)

受付時間：平日夜間(午後5:00～翌朝9:00)土日・祝日および12/31～1/3

☎ 0120-091-161(事故受付センター)

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル ☎ 0570-022808 (通話料有料)

受付時間：午前9:15～午後5:00(土日・祝日および12/30～1/4を除きます)

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

「この島の損保。」

★ 大同火災海上保険株式会社

本店 〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号
(ホームページアドレス) <http://www.daidokasai.co.jp/>

●お申し込み・お問い合わせは

Fontworks
UDFont